



世田谷清掃工場 解体工事説明会

令和8年7月

東京二十三区清掃一部事務組合

本資料は7月18日19日に行う解体工事説明会で使用する資料となります。

次第

- 1 開会
- 2 説明者紹介
- 3 説明（約25分）
- 4 質疑応答（約60分）
- 5 閉会

本資料の説明内容

- 1 工事概要
- 2 工事工程・作業計画
- 3 解体工事
- 4 環境保全対策
- 5 調査
- 6 今後の予定・お問合せ先

3

こちらに、本資料の説明内容を記載しております。

まず、1点目に工事の概要、2点目に工事工程と作業計画、3点目に解体工事、4点目に環境保全対策、5点目に調査について、最後6点目に今後の予定と、お問合せ先についてご説明いたします。

1 工事概要

4

それではさっそく、1点目の工事概要から、説明させていただきます。

■ 工事場所

東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号

■ 敷地面積

約 30,000m²

■ 工期

令和8年6月29日から
令和15年12月28日まで

■ 施工者

川重・大成特定建設工事共同企業体

工事場所は、現在世田谷清掃工場が建っている場所での建替工事となります。

敷地面積は、約30,000平方メートルです。

工期は、令和8年6月29日から令和15年12月28日までの約90か月間です。

施工者は、川重・大成特定建設工事共同企業体です。

新旧概要比較

		既 存 工 場	新 工 場
施設規模	焼却炉	全連続式ガス化溶融炉 300トン/日（150トン/日・炉×2炉）	全連続燃焼式火格子焼却炉 600トン/日（300トン/日・炉×2炉）
	灰溶融炉	120トン/日（60トン/日・炉×2炉）	—
蒸気タービン発電機出力		6,750 kW	約 20,000 kW
工場棟	構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）
	高さ	約 31m	約 37m
	深さ	約 19m	約 12m
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製（ステンレス製）	外筒：鉄筋コンクリート造(再使用) 内筒：鋼製（ステンレス製）
	高さ	約 100m	約 100m

6

こちらが、現工場と新しい工場との比較になります。

施設概要は、焼却量が1日あたり300 t から600 t となり、2 倍となります。

蒸気タービン発電機の出力は、6,750 k W から約20,000 k W となり、約3 倍となります。

新工場の高さは約37m となり、現工場よりも高くなります。

煙突は外筒を再使用し、内筒を更新します。
高さは現工場と同様の、約100m となります。
デザインは現在のを踏襲したデザインとする計画です。

2 工事工程・作業計画

7

次に、2点目の工事工程と作業計画について説明いたします。

(1) 工事工程（予定）

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
解体工事								
	★							
建設工事								

★：解体工事説明会

初めに、工事工程です。

赤の線で書いた部分が解体工事で、本資料で説明をする部分になります。
星印は、解体工事説明会を表しています。

青の線は、新しい工場の建設工事を表しています。

(2) 作業計画

■ 工事用車両台数 最大240台/日（ピーク時）

■ 作業日・作業時間

- ・ 原則として月曜日から金曜日の5日間とし、午前8時から午後6時までとします。（準備、後片付けを除きます。）
- ・ 祝日及び年末年始は作業を行いません。
- ・ 祝日がある週などでは土曜日に作業を行う場合があります。

ただし、次の作業は作業日及び作業時間を変更して行います。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業
- ② 道路交通法上、走行時間が規制される特殊車両の出入り
- ③ 作業日にはできない仮設電源等の点検、メンテナンス

9

つづいて、作業計画について説明いたします。

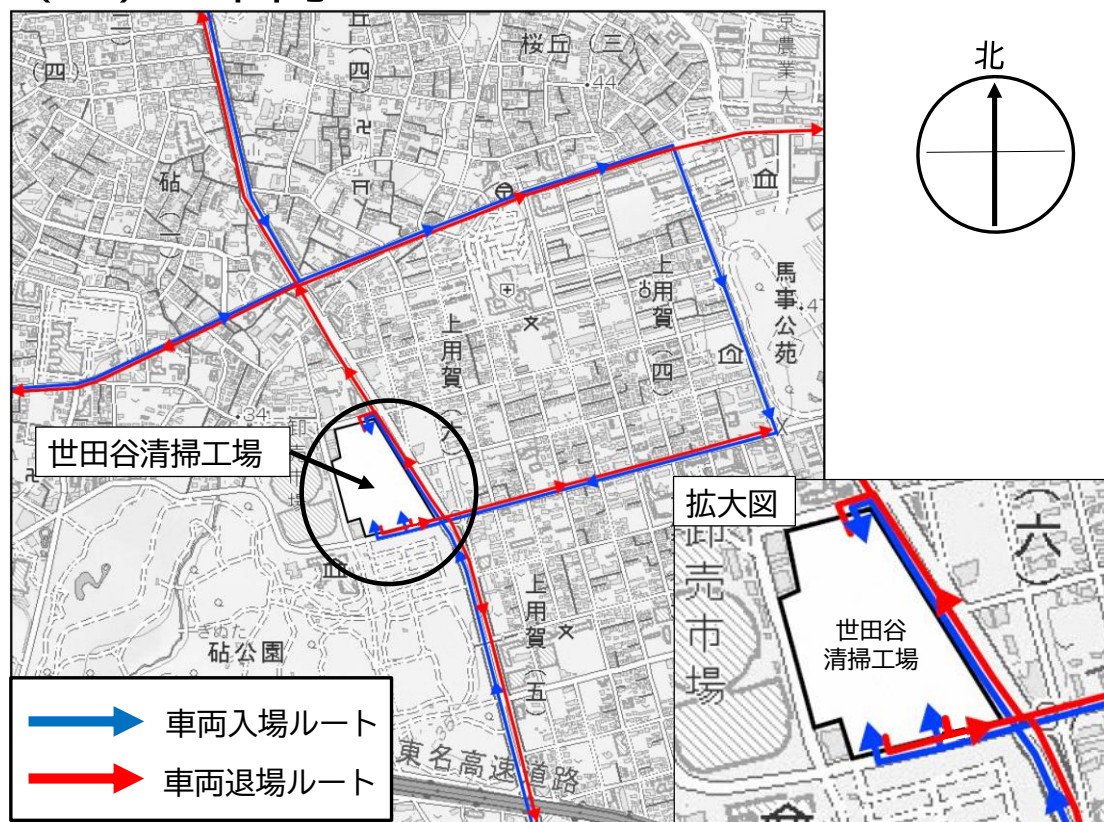
工事用車両の通行台数は、解体工事期間中のピーク時は1日当たり最大240台を計画しています。

また、建替工事の作業を行う日は、原則として月曜日から金曜日の5日間とし、作業時間は、午前8時から午後6時までといたします。こちらの時間には工事のための出入りや準備・後片付けは含んでおりません。原則として、祝日、年末年始は作業を行いません。祝日がある週などには、土曜日に作業を行う場合がございます。

ただし、次の作業につきましては、やむを得ず、作業日及び作業時間を変更させていただく場合がございます。

1 点目、自然災害への対応などの緊急作業や、作業の都合上中断が困難な作業。
2 点目、道路交通法上、特殊車両は夜間通行しか認められない場合があり、そのような車両の出入り。
3 点目、作業日には実施できない、仮設電源などの点検・メンテナンス等の作業となります。
作業を行う場合には、工事専用ウェブサイト等でお知らせをさせていただきます。

(3) 車両ルート



次に、工事用車両の通行ルートです。

工事用車両は、図の青く塗られたルートで世田谷清掃工場に入場し、赤く塗られたルートで退場します。
道路交通法を守ったうえで通行をいたします。

右下に工場拡大図がございますが、工事用車両の世田谷清掃工場への出入口については、南側2か所・北側1か所となります。

(4) 車両の安全対策

- ① 工事用車両の出入口に交通誘導員を配置
- ② 工事用車両の運行は、交通法令を遵守
- ③ 工事用車両の工事敷地外での待機禁止

11

次に、車両の安全対策についてです。

3つの工事用車両の出入口には、回転灯やカーブミラーを設置いたします。
また、交通誘導員を配置し、通行者を最優先した工事車両の誘導を行い、
交通安全に配慮いたします。

工事用車両の運行は、法令を順守し、交通安全に配慮いたします。

工事用車両の工事敷地外での待機を禁止し、スムーズな交通を確保します。

3 解体工事

12

次に、3点目の解体工事について説明いたします。

(1) 解体概要

■ 工場棟：鉄骨造

(一部鉄筋コンクリート造・
鉄骨鉄筋コンクリート造)
/地上7階・地下2階/高さ約31m

■ 煙 突：鋼製内筒（外筒は再使用）

/高さ 約100m

■ 付属棟：計量棟、洗車棟など

13

初めに、解体の概要です。

現在ある工場棟、付属棟は、原則として解体・撤去いたします。
煙突については外筒を再使用とし、内筒は更新いたします。

(2) 解体工程（予定）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
仮設工事				
解体工事				
煙突内筒 解体				

14

続いて、解体工事の工程です。

工事関係の調査として、敷地内の土壌汚染調査、植栽樹木診断、ダイオキシン類の測定・調査を行います。

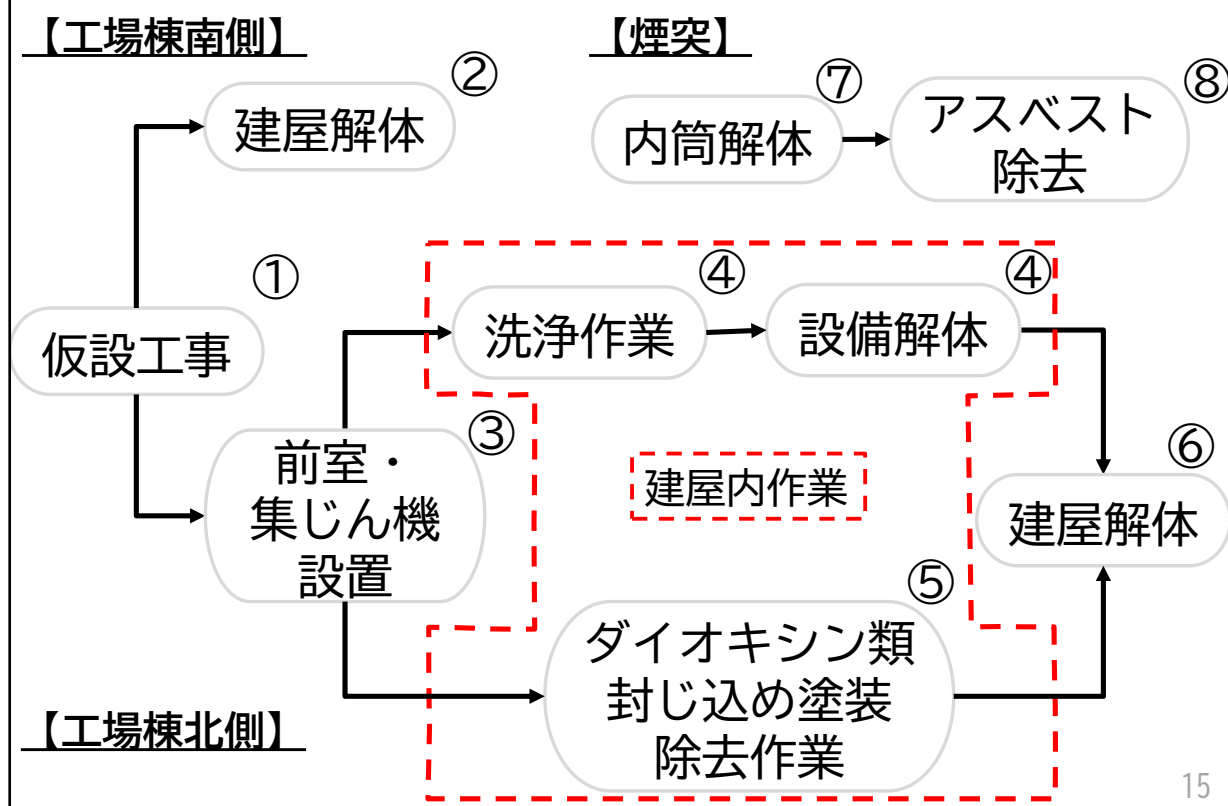
また、工場周辺の家屋への影響について把握するために家屋調査を行わせていただきます。

解体工事説明会以降、工事エリアを区分する仮囲いや、工事用電源の設置といった仮設工事を予定しております。

仮設工事が終わり次第、解体工事を行います。

煙突内筒の解体については、解体工事に影響のない時期に実施する計画としています。

(3) 解体工事の流れ



解体工事の流れについてご説明いたします。

解体工事では、初めに仮囲い等を設置する仮設工事を行います。

工場棟南側は、北側の工事とは別に仮設工事完了後に、建屋解体作業を進めてまいります。

工場棟北側には、ダイオキシン類を含む粉じん等を外に漏らさないための前室と集じん機を設置していきます。

前室などの設置が完了すると、建屋内作業が始まり、

設備や内部の壁面の洗浄作業を行います。作業の完了した後に、プラントの設備解体作業を行います。

それと並行して、ダイオキシン類封じ込め塗装の除去作業も行います。

建屋内作業が完了すると、工場棟北側の建屋解体作業を行います。

煙突については、工場棟の工事に影響のない時期に内筒解体、外筒のアスベスト含有建材の除去作業の順に工事を進めてまいります。

各項目の右肩の数字は、この後の説明の順番を示しております。構成の都合上、作業順とは異なりますのでご了承ください。

(3)-① 仮設工事



16

それでは、解体工事に先立って行う仮設工事について説明いたします。

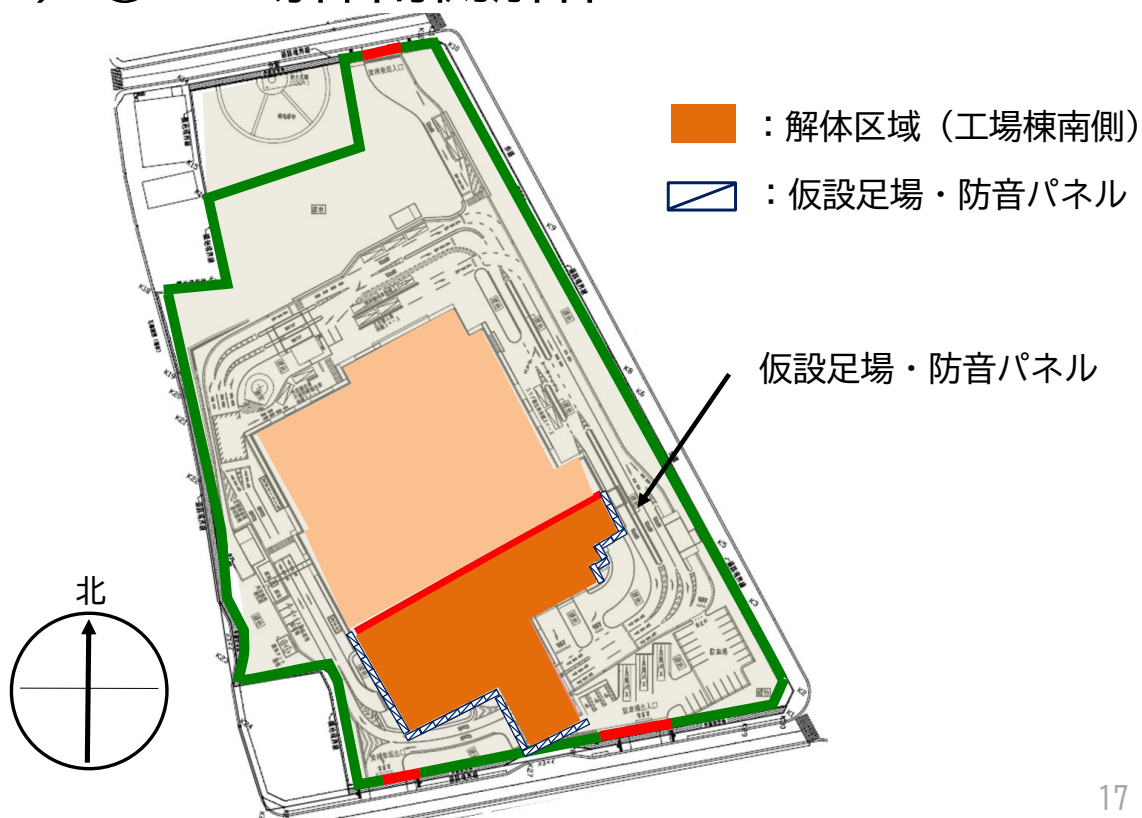
緑の線が、工事エリアを区分する仮囲いです。
原則として敷地境界に設置いたします。

掲示板を工場敷地の青い四角で示した3か所に設置いたします。

工事用の仮設事務所を、図右下の四角い緑色の部分に設置し、清掃一組の職員と施工者が常駐いたします。

工事用の仮設事務所は、工事の進捗や作業員の増加に合わせて増設していきます。

(3)-② 工場棟南側解体

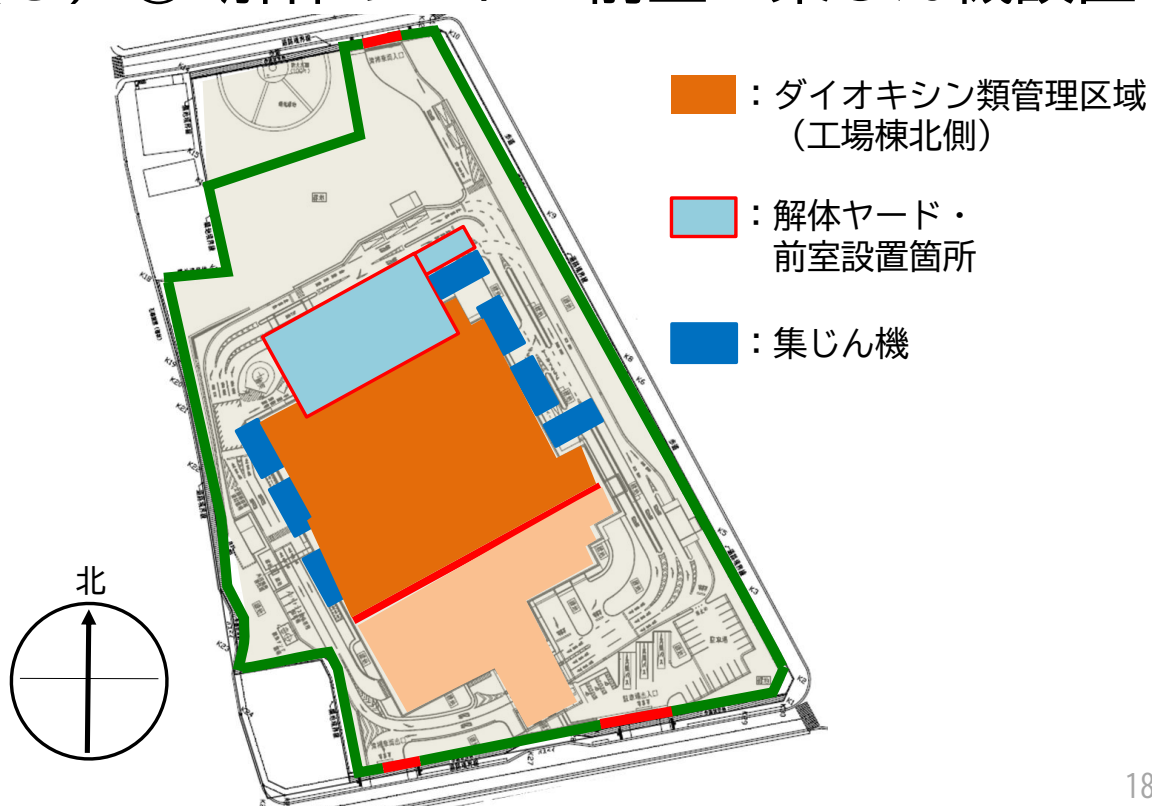


17

工場棟南側はごみバンカや管理諸室などが集まっているため内部にダイオキシン類が付着していない部分となります。
そのため北側と分離し、工場棟南側を重機で解体します。

解体の方法については、建物外壁の外周に足場と防音パネルを設置し、解体を行います。

(3)-③ 解体ヤード・前室・集じん機設置

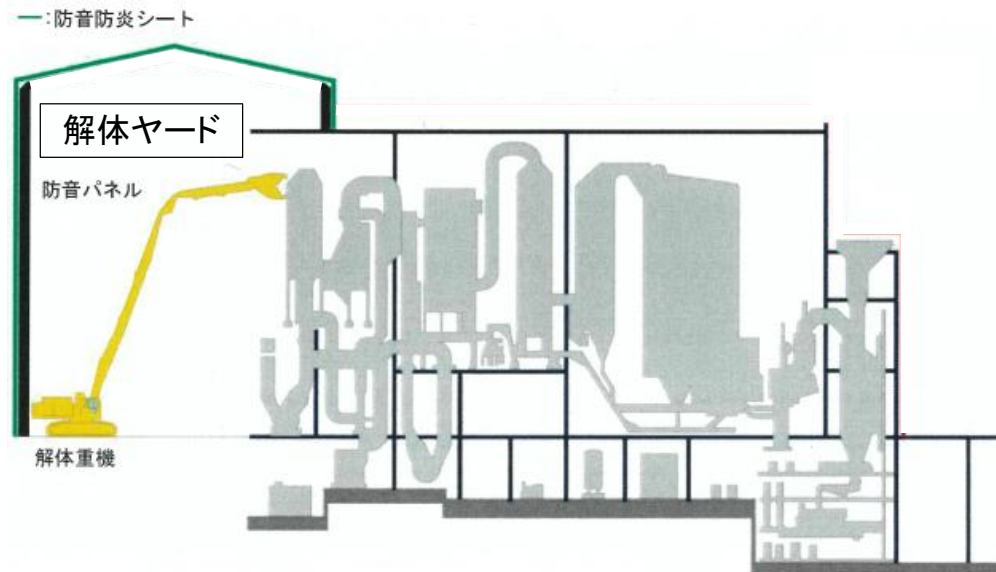


18

工場棟北側には焼却炉等が設置されており、ダイオキシン類管理区域として、工場棟南側と区画いたします。

また、管理区画内での作業中の空気が外部に流出しないようにするために、解体ヤードと前室と集じん機を設置いたします。

(3)-④ 工場棟内の設備洗浄及び解体



設備解体のイメージ

19

前室と集じん機の設置が完了した後に、機器内部の付着物の除去後、焼却炉等の設備の高圧洗浄を行います。
作業で発生する洗浄水は、適切に処理したのち、再度洗浄水として利用いたします。

工場棟内部での洗浄が終了した後に、解体ヤード内で設備の解体を行っていきます。

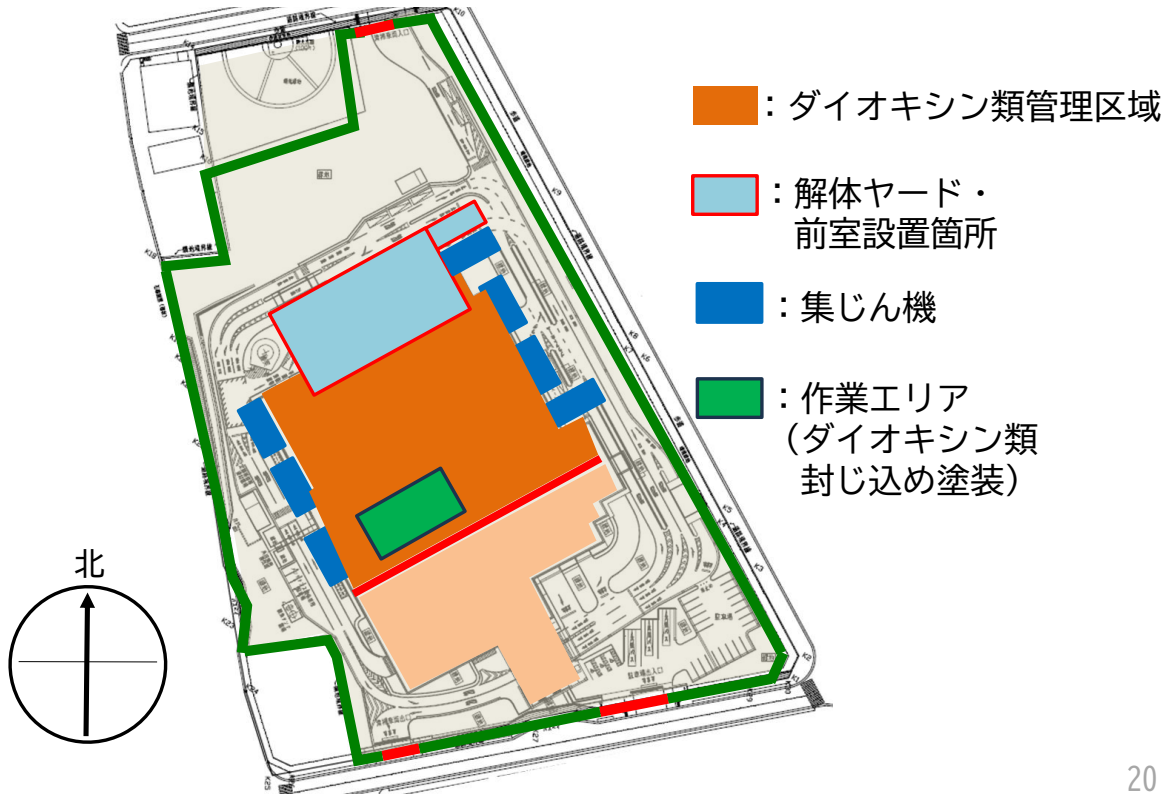
設備の解体は、重機による解体と、人の手による溶断などを組み合わせて行います。

内部で解体した設備は、解体ヤードに繋がる前室を介して外部に搬出いたします。

前室の出入口2つのどちらかが必ず閉じている状態とするため、建屋内部での設備の洗浄・解体作業によるダイオキシン類を含む粉じん等の外部への飛散を防ぎます。

建屋は、最後に解体していきます。

(3)-⑤-1 ダイオキシン類封じ込め塗装除去



20

焼却炉等の洗浄作業と並行して、平成28年に行ったダイオキシン類封じ込め塗装の除去作業を行います。

作業方法については、次のスライドにてご説明いたしますが、作業エリアは図のダイオキシン類管理区域の内部に緑色で示した位置にあります。

(3)-⑤-2 集じん機能付き超高压洗浄工法



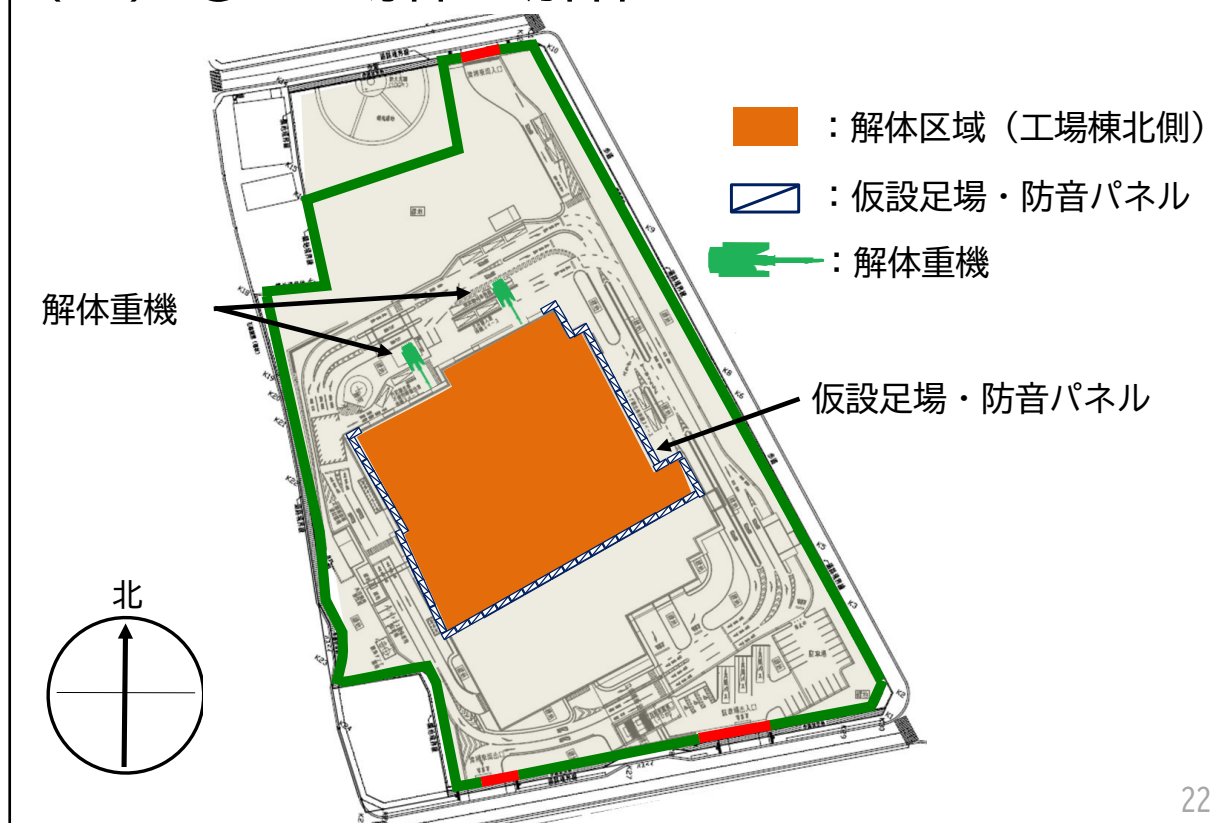
21

炉室の一部に施されているダイオキシン類封じ込め塗装は、集じん装置付きの超高压水洗浄機を用いて除去いたします。

装置先端のカバー内で超高压水により塗装面を削り取り、機器内部に吸引されることにより、ダイオキシン類封じ込め塗装を回収します。

作業で発生する洗浄水と回収した塗装などは、分離、処理したのち、水は再度洗浄水として利用します。
ダイオキシン類を含む塗装などは適切に処分いたします。

(3)-⑥ 工場棟の解体



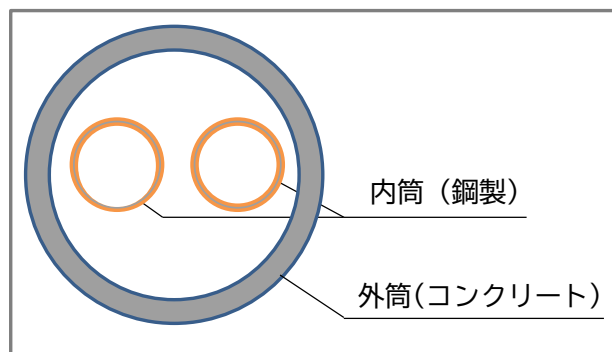
22

プラント設備の解体とダイオキシン類封じ込め塗装の除去作業が完了したのち、工場棟北側建屋の解体作業を行います。

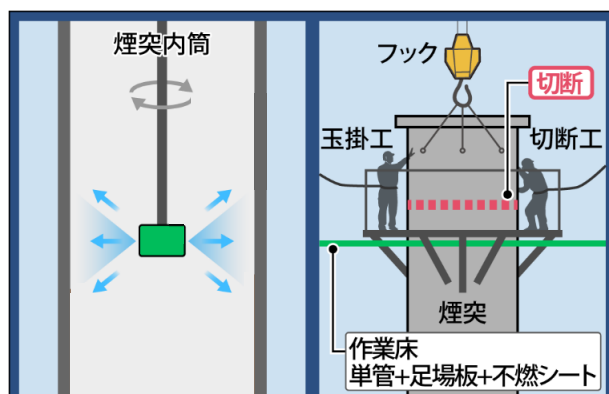
解体を行う際には建物外壁の外周に足場と防音パネルを設置し、解体を行います。

(3)-⑦ 煙突内筒解体

煙突断面



内筒洗浄



内筒切断

23

次に、煙突の解体についてです。

まず煙突の構造について説明いたします。

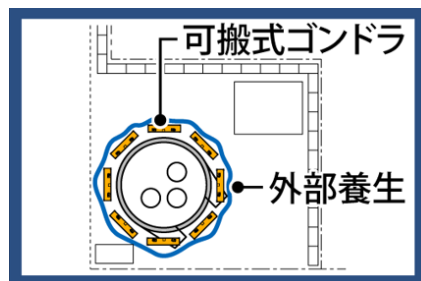
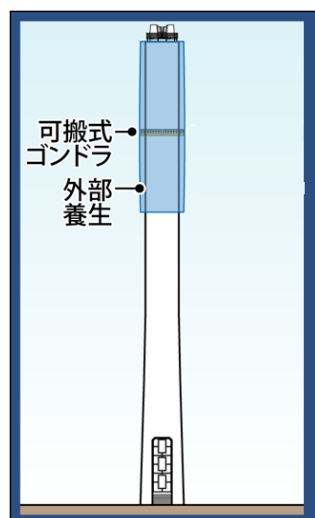
煙突は、上の断面図のように排ガスが通る鋼製の2つの内筒と、それを支える鉄筋コンクリート製の外筒の二重構造となっております。

本工事では、外筒は再使用し、内筒のみを解体します。
解体前に、煙突内筒の洗浄を行います。

洗浄後は頂部から解体をしていきます。
切断した内筒をクレーンで地上まで吊り降ろします。

(3)-⑧ 煙突外筒の アスベスト含有建材除去

■ 可搬式ゴンドラ及び外部養生



24

煙突外筒のアスベスト含有建材の除去作業について説明いたします。

これまでの調査の結果、既存の煙突外筒の塗装下地にアスベスト含有建材が使用されていることが判っております。

塗装下地に含まれるアスベストは、非飛散性のアスベストになりますが、剥がした塗装が飛散しないように剥離剤を含ませ、湿潤化させることにより、剥離後にアスベストが飛散することはありません。

煙突外筒に養生を行い、ゴンドラを設置して除去作業を行います。

剥離させた塗装は、作業を行うゴンドラで回収いたします。

4 環境保全対策

25

4 点目、環境保全対策について説明いたします。

(1) 騒音・振動対策

- ① 建物周囲に防音パネルを設置
- ② 低騒音・低振動型の建設機械を採用
- ③ 騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視



測定値表示例



低騒音型建設機械

26

騒音・振動の対策についてです。

工場棟の解体にあたっては、建物周囲に防音パネルを設置し、騒音の低減を図ります。

解体等に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の機械を採用し、騒音・振動を低減いたします。

東西南北4か所に騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視するとともに、仮囲いに設置する掲示板でお知らせいたします。

騒音・振動が所定の値を超えた場合には、作業を中断して、原因を確認し、対処したのちに作業を再開いたします。

(2) 粉じん対策

- ① 重機及び高所作業車
からの遠隔散水を実施



- ② 車両のタイヤ洗浄



- ③ 粉じん計を設置し、
測定値をリアルタイムで
監視



27

次に、粉じん対策について説明いたします。

まず、解体時は常時散水いたします。

高所など人による散水が危険な箇所は、重機に取り付けたホースからの散水と、高所作業車に設置した遠隔散水機から散水を行います。

工事用車両につきましては、周辺環境に配慮し、汚れたタイヤを洗浄いたします。

さらに、粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムに監視いたします。

粉じん対策に特に注意を払ってまいります。もし、粉じん量が所定の値を超えた場合には、作業を中断し、原因を確認して、対処した後に作業を再開いたします。

(3) 排ガス対策

① 排出ガス対策型建設機械を採用

② ディーゼル自動車は 粒子状物質排出規制 適合車を使用



排出ガス対策型建設機械

③ アイドリングストップを徹底

28

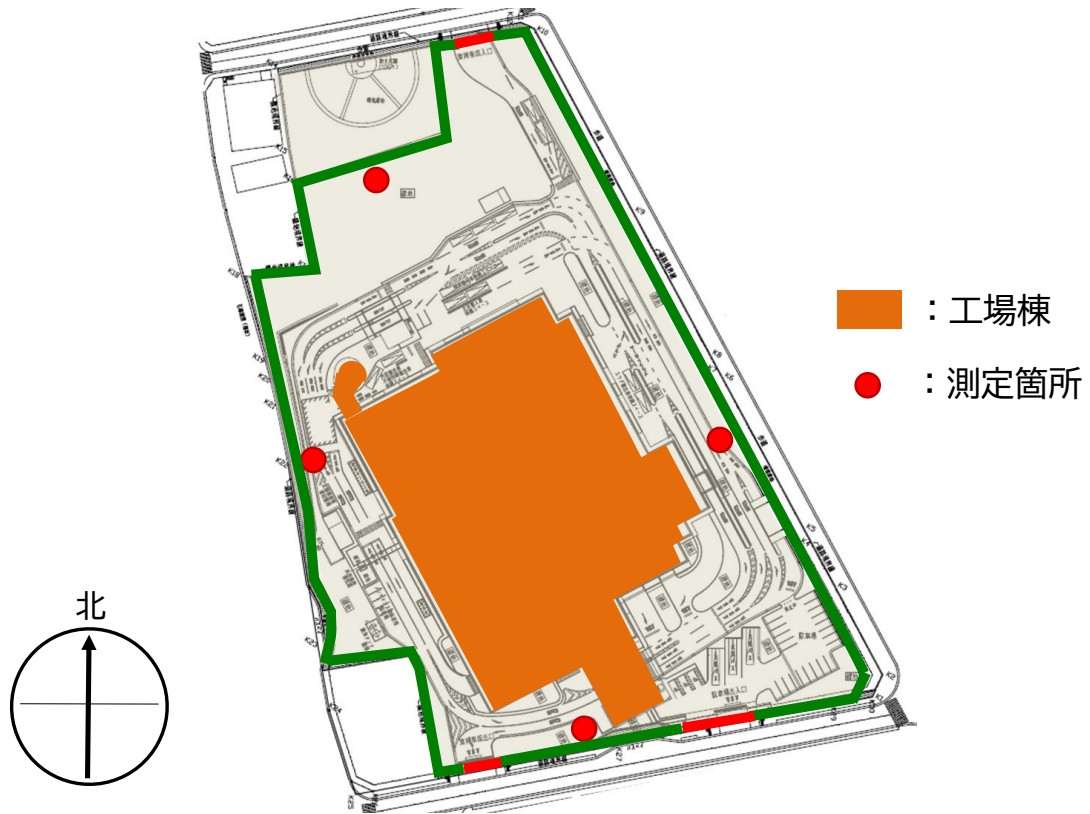
次に、建設機械の排ガス対策について説明いたします。

まず建設機械は、排出ガス対策型の建設機械を採用いたします。

またディーゼル自動車は、粒子状物質排出規制適合車を使用いたします。

なお、これらの重機で作業をしていないときは、アイドリングストップを徹底いたします。

(4) 環境調査 大気中の濃度測定



29

次に、環境調査について説明いたします。

解体工事期間中の環境調査として、周辺大気中のダイオキシン類濃度の測定を行い、外部に影響していないことを確認いたします。

測定箇所は、図で示した東西南北4か所で、仮囲い付近といたします。

ダイオキシン類濃度の測定時期は、解体工事前、除去作業中、解体工事中、解体工事後となります。

測定結果は、掲示板や当工事専用ウェブサイトに掲示させていただきます。

5 調査

30

5点目、調査について説明いたします。

(1) 土壌汚染状況調査

■ 調査の実施について

「土壌汚染対策法」及び東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき調査を実施します。

■ 調査内容について

東京都と世田谷区との協議により調査地点及び調査対象などの内容を決定し、調査を行います。

31

土壌汚染の調査は、「土壌汚染対策法」及び東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき行います。

法や条例では、土壌汚染の対象物質を扱っていた事業所の廃止や、大規模な土地の改変を行う場合に、調査が義務付けられております。

本工事では、関係法令に基づき区画設定を行い、調査地点を決定し、調査を行ってまいります。

(2) アスベスト含有建材の調査

■ 事前調査について

煙突外筒の塗装下地の塗料に含有していることが判明しています。そのほかの地点では発見されていません。

■ 詳細調査について

今後の図書、分析調査などにより確認された場合には、法令等に基づき適切に処理いたします。

32

続いて、アスベスト含有建材の調査について説明いたします。

これまでの調査の結果、既存の煙突外筒の塗装下地にアスベスト含有建材が使用されていることが判っております。
また、事前の調査においては、それ以外のアスベストは発見されていません。

解体工事の開始前までに詳細調査を行ってまいります。
アスベストが確認された場合には、法令等に基づき適切に処理いたします。
調査結果については、解体工事開始までに、掲示板にてお知らせいたします。

6 今後の予定、お問合せ先

33

最後に、今後の予定とお問合せ先についてです。

(1) 今後の予定

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
解体工事	■							
	★							
建設工事		★	■					

■ 解体工事

■ 建設工事

★：解体工事説明会

★：建設工事説明会

34

今後の説明会の予定といたしまして、建設工事の説明会を、令和9年度に実施する予定でございます。

その頃は、解体工事を継続して実施おりますが、令和10年度から新しい工場棟の新築工事に着手するので、この時期を予定しております。

日程が決まり次第、今回の解体工事説明会と同様に、お知らせいたします。

(2) お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

建設部建設課

(9月10日まで※)

TEL 03-6238-0974

建替工事監督員事務所

(9月11日から※)

電話番号は確定後に組合ウェブサイト等でお知らせします。

※ 9月10日以降はお問合せ先が変わります。

建替工事受注者事務所

電話番号は確定後に専用ウェブサイト等でお知らせします。

35

最後に、建替工事についてのお問合せ先です。

監督員事務所を、9月10日に世田谷清掃工場内に開設する予定でございます。清掃一組の世田谷清掃工場建替工事の担当職員が常駐いたしますので、こちらにお問合せをお願いいたします。

お問い合わせ先の電話番号につきましては、事務所の設置後、電話番号が確定しましたら当組合のウェブサイトや掲示板にてお知らせいたします。

なお、監督員事務所が開設されるまでは、上部に記載の建設部建設課へお問合せをお願いいたします。

本説明会終了後、工事専用ウェブサイトを開設いたしますのでご覧ください。

周辺に十分配慮し、工事を進めてまいります。

ご理解・ご協力のほど、
よろしくお願いいたします。

36

解体工事は、周辺環境に十分配慮して工事を進めてまいります。

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。